

議案第 35 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市手数料条例の一部改正)

第1条 三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第12号を次のように改める。

(12) 削除

(三田市障害者福祉金条例の一部改正)

第2条 三田市障害者福祉金条例(平成3年三田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する者」を「1月1日現在で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条各号を削る。

(三田市印鑑条例の一部改正)

第3条 三田市印鑑条例(平成9年三田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる者」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第1号中「又は外国人登録原票」及び「、又は登録され」を削る。

第10条第2項及び第3項中「又は外国人登録原票」を削る。

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第2条の規定による改正後の三田市障害者福祉金条例第4条の規定は、平成25年度に支給する障害者福祉金から適用し、平成24年度に支給する障害者福祉金については、なお従前の例による。